

年度別住民監査請求監査実績

(平成26年度～令和5年度)

令和6年4月1日

鳥取県監査委員事務局

実施年度	件名	経緯	結果の概要	結果に対する 知事等の対応
5	なし			
4	産業廃棄物最終処分場に係る補助金支出等	R4.3.25 受付 (請求人:10名) R4.4.6 受理 R4.5.20 一部棄却、一部却下	<p>1 鳥取県環境管理事業センターは、産廃施設に係る周辺整備計画策定準備事業において6自治会を対象として調査を実施しているが、このうち3自治会の区域は鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例が定める「周辺区域」外であり、補助金を交付することは不当な公金の支出に該当する。</p> <p>(監査の結果)</p> <p>6自治会は、手続条例、同施行規則等に基づいて「関係住民」と位置づけられ、適正な手續を経て「周知の対象とする地域」に定められていること、また、これらの区域は今後、特段の事情がない限り、鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例で定める周辺整備計画の「対象地域」となることが確認された。よって、県が補助金を交付することに違法又は不当性は認められないことから、棄却する。</p> <p>2 センターが産廃施設設置を計画している米子市有地は、米子市と環境プラント工業株式会社との間で締結された開発協定に基づき、一般廃棄物処理場以外の目的への使用が禁じられているものであり、現協定のもとでは産廃施設の設置はできない。</p> <p>(監査の結果)</p> <p>開発協定を締結したのは米子市と環境プラント工業株式会社であり、県の職員が行った行為ではない。よって、開発協定の内容や変更の可否に関する解釈等の権限は、専ら協定の当事者が有しております、県の監査の権限は及ばないと判断したので、却下する。</p>	一
	国葬儀に 係る公金 支出につ いて	受付 : R4.9.20 ほか 受理 : R4.9.21 ほか (請求人: 9名) R4.11.14 棄却	<p><監査の結果></p> <p>1 違憲性・違法性について 国葬は国の行為であり、住民監査請求の対象外である。</p> <p>2 地方公共団体が公費を支出する違法性について 地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」には、個別具体的な法令の根拠はないが、普通地方公共団体の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる行為が含まれることを前提としていることは、判決からも明らかである。また、「国葬」の内容については、これに出席する行為が社会通念上儀礼の範囲を逸脱するものと考えることはできず、知事及び議長のいずれもその他の意義や目的を認識して出席したものとは認められない。以上から、知事及び議長の国葬への出席は「地域における事務」と認められ、違法な行為とは言えない。</p> <p>3 地方公共団体が公費を支出する不當性について 法第242条第1項に言う「不當」な支出か否かは、対象とする事務の行政目的を逸脱していないか、ないしはその実現に必要かつ十分かどうかとの観点から判断すべきであり、その他の事由で判断すべきではない。請求人の主張は、元首相の実績が肯定的に評価できず國を挙げて追悼すべきではないことから国葬に参加する費用の支出は不當であるとするもので、住民監査請求制度の対象外である。</p>	一

実施年度	件名	経緯	結果の概要	結果に対する 知事等の対応
3	なし			
2	淀江産業 廃棄物最 終処分場 に係る埋 蔵文化財 本調査	R2. 6. 4 受付 (請求人：1名) R2. 6. 8 受理 R2. 7. 31 棄却	<p><本件請求に対する結論></p> <p>措置請求事項の「すくなくとも、この淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画の実施が確定するまでは、予算執行すべきでない。」については棄却。</p> <p>措置請求事項の「センターに対しても、埋蔵文化財発掘調査を実施しないよう要請すべきである。」についても棄却。</p> <p><監査委員の判断></p> <p>ア 文化財保護法の観点からの違法又は不当性の検討結果</p> <p>文化財保護法における県の位置付けから、請求人の主張する趣旨を含め、不当性は認められない。</p> <p>イ 地方自治法第2条第14項の観点からの不当性の検討結果</p> <p>新たな地下水調査により関係事業の遂行が不可能となる可能性についてはあくまでもひとつの見解であり、具体的な科学的知見などの論拠もないことから、容認できない。地下水調査の結果が出るのを待ってから埋蔵文化財本調査を実施することは、県執行部において選択可能な政策又は方針のひとつに留まるものであって、これを選択しないからといって不当であるとまではいえない。</p> <p>また、仮に何らかの事情により関係事業が遂行できなくなったとしても、埋蔵文化財の発掘調査の結果自体によりこれまで不明であった情報が国民の知見として得られることとなり、無駄とはいえない。</p>	—
元	なし			
30	なし			
29	なし			
28	なし			
27	産業廃棄 物最終処 分場整備 に係る補 助金支出 等につい て	H27. 4. 17 受付 (請求人：9名) H27. 4. 22 受理 H27. 6. 1 一部 棄却、一部却 下、意見	<p>(1)</p> <p>ア 推進補助金の返還を求めることについては、理由がないものと認め、棄却。</p> <p>イ 運営費補助金について返還を求めることについては、証する書面の提出がなく、住民監査請求の要件を欠くため、却下。</p> <p>ウ 不完全な生活環境影響調査書（案）で住民説明等行ったことによる損害賠償請求については、住民監査請求の要件を欠く（県職員による財務会計上の行為ではなく、また、県に損害が生じていない）ため、却下。</p> <p>(2)センター等に対し、引き続き住民の理解を得るための取組を進めるよう働きかけることについて意見。</p>	—
26	なし			